

農業委員会だより

◆農業や農業委員会に関することは地域の農業委員または農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へお気軽にご相談ください。
問い合わせ 北上市農業委員会事務局(本庁舎3階) ☎72-8246、72-8247

令和5年度事業計画を 決定しました

4月14日、第217回農業委員会総会を市役所本庁舎で開催しました。

農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、農業の課題が山積している中、農地を守り利用を促進するためには、農業委員会の果たす役割がますます重要なものになっていきます。

また、本年度からは、市の地域計画作成に向け、将来の農地を効率的かつ総合的に利用していくために、10年後の農地の利用者を一筆ごとに明確にした目標地図を、農業委員会が作成することになっています。

同総会では、農業者が将来に夢と希望を持って農業ができる環境の構築に向けた取り組みの充実・強化を図ることが重要であることを確認し、本年度の事業計画を決定しました。

主な内容は次のとおりです。

〈令和5年度事業計画〉

◇会議の開催

総会及び運営委員会において重要課題に取り組みます。

◇研修及び調査の実施
農地等の利用の最適化を推進するための研修等を行います。

◇関係機関との連携強化
きたかみ地域農業マスタープランの実践に向けた取組活動を実施し、農地集約化を進めます。

◇広報・相談活動の強化
農業者からの相談に対応し、情報の収集及び提供を行います。

◇遊休農地の発生防止と「農地の日」における実践行動
農地パトロール及び意向調査を実施し、優良農地の確保と有効利用を促進します。

◇関係機関に対する意見等
国、県及び市の農業施策に対し、要望や意見書を提出します。

◇地域計画作成の協力
目標地図の素案を作成し、市へ提出します。

その他の事業として、農地法等に基づく審議、農業者等との意見交換会、農業者年金業務などに取り組みます。

令和5年度 第1回全体会議を開催

4月27日、令和5年度第1回農業委員会全体会議を保健・子育て支援複合施設hokkoで開催しました。

この会議では、農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会し、同月14日の農業委員会総会で決定した令和5年度の農業委員会事業計画を確認しました。また、市農林部から本年度の市の主要事業や、農業ビジョンの進捗状況について説明をいただきました。



全体会議で本年度の事業計画を確認

本年度は、市が作成してきたかみ地域農業マスタープランの実践に農業委員会が協力し、農地集約化を一層進めます。また、農業者が将来に夢と希望を持って農業に取り組める環境の構築や、担い手の育成につながる農業委員会独自の事業を展開します。

我々農業委員会は、与えられた農業者の代表としての責務と役割を果たし、農業者の声を施策に反映させるため、関係機関と連携しながら、全委員が一つとなって活動してまいります。

(農業委員 高橋 多一)

地区ごとに活動計画を協議

全体会議終了後、引き続き同会場で農業委員と農地利用最適化推進委員による地区会議が行われました。

担当する地区ごとに委員が集まり、各地区における令和5年度の農地利用最適化活動計画についての協議や、活動状況について情報を共有しました。



重機の操縦もお手のもの(右写真)



菅野 達也さん

(56歳・口内町堰根)

菅野達也さんは、水稲6・5畝、稲WCS（ホールクロップサイレージII貯蔵飼料の一種）1・5畝、牧草4畝を耕作しており、その内、水稲1畝は地域農家から作業を受託しています。

菅野さんは、県外の農業大学を卒業後、旧北上市農協に就職。その後、農業機械販売・整備会社に11年勤務しながら、県内を巡ってさまざまな農業を勉強しました。やがて、農業者として自立することに魅力を感じ、平成16年に親元就農しました。

初めは水稲3畝と繁殖牛4頭からスタートしましたが、地域の人から管理できない農地の相談を受けるたび、地域の助けになりたい気持ちで農作業を引き受け、ここまでの規模になりました。現在は、地産地消を目指し、地元の特別養護老人ホームに直接米を卸す取り組みも行っています。

作業受託者として信頼の厚い菅野さんは、十文字集落共同機械利用組合、十文字米生産組合、消防団第7分団、そして北上市森林組合と、広い分野での役割も担っています。

目標は、米の平均単収を上げることと、米にこだわらない土地利用型の農業を実現すること。地域の農業や生活を守るため日々奮闘しています。

(農業委員 佐藤 清一)

農地の権利移転・利用権設定等審議内容

上段 審議件数(単位:件) 下段 面積(単位:m²)

	R4.12月	R5.1月	2月	3月	4月	5月
農地法3条	1 70,354	3 67,853	2 5,057	1 248	3 5,689	2 3,216
農地法4条	1 789	0 0	2 2,203	2 4,082	1 137	1 74
農地法5条	28 22,700	6 13,499	18 20,954	9 6,838	37 69,884	14 13,290
農地法適用外証明	2 1,085	3 215	2 494	2 90	1 503	1 274
農用地利用集積計画	54 276,305	114 530,191	115 585,287	153 1,040,941	139 1,664,188	71 347,236

- ◎農地法3条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合
- ◎農地法4条…自己所有農地を転用する場合
- ◎農地法5条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転して転用する場合
- ◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能な場合
- ◎農用地利用集積計画…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合で受け手側が大規模農家の場合

農業者年金への加入をお勧めします

農業者年金は、農業者の老後の生活安定に役立つ終身年金です。次の三つの要件を全て満たす人であれば、どなたでも加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）
- ② 年間60日以上農業に従事している
- ③ 20歳以上60歳未満である

全国農業新聞を購読しませんか？

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 月額700円(税込)
- 申し込み 農業委員会事務局へ